

原 議 保 存 期 間 5 年
(平成20年12月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
警 視 庁 刑 事 部 長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁生企発第184号
警察庁丁刑企第123号
警察庁丁捜一第64号
平成15年7月2日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁刑事局捜査第一課長

自動車盗難等防止のための埠頭の管理強化の推進について

平成14年中の自動車盗の認知件数は、6万2,673件で、平成13年に比べ602件減少したが、本年は、5月末現在で、2万7,174件で平成14年同期に比べ1,497件の増加となっている。また、外国の捜査機関が国際刑事警察機構のデータベースを照会した結果、日本国内で窃取された車両であることが判明した車両台数は、平成12年から平成14年までの3年間で2,175台となっているほか、税関においても、平成13年と平成14年の2年間で419台の盗難自動車が発見されているなど、依然海外への不正輸出の状況がうかがえるところである。

自動車盗難等防止対策については、「「自動車盗難等防止行動計画」に基づく対策の推進について」（平成14年2月28日付け警察庁丙生企発第17号、警察庁丙国二発第8号、警察庁丙刑企発第11号、警察庁丙捜一発第4号）により推進されているところであるが、この度、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、別添の「埠頭の管理強化マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が策定されたところである。

各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、関係機関・団体と連携を図りつつ、埠頭の管理強化に向けた施策を推進されたい。

なお、埠頭を有しない県においては執務の参考とされたい。

記

1 マニュアル策定の趣旨

マニュアルは、盗難自動車の不正輸出の防止を図るため、都道府県及び市町村を始めとする埠頭管理者と警察、税関等の関係行政機関が緊密に連携し、埠頭管理を一層強化することを目的として策定されたものである。

2 マニュアルに基づく埠頭の管理強化

(1) 盗難自動車の不正輸出に関する情報の収集

自動車盗難の状況等に応じた埠頭の管理強化を推進するため、警察においては、盗難自動車の不正輸出に関する情報の収集に努めること。

(2) 埠頭管理関係者、税関等との連携強化

マニュアルに基づく埠頭管理者のための情報交換会を開催するなど、埠頭管理関係者（港湾管理者、港湾事業者等）、税関等との連携を強化すること。

なお、財務省から各税関に対して、国土交通省から各港湾管理者に対して、それぞれマニュアルが配付されている。

3 地域自動車盗難等防止協議会の活用及び設置促進

埠頭管理関係者と盗難自動車の不正輸出に関する情報交換や埠頭の管理強化に向けた検討等を行うに当たっては、地域自動車盗難等防止協議会の活用も視野に入れること。

なお、同協議会については、平成15年5月末現在33都道府県において設置されているところであるが、未だ設置されていない府県においては、引き続き協議会の設置促進に努めること。

別添

埠頭の管理強化マニュアル

平成 15年 3月

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

目 次

はじめに	1
1 自動車盗難防止等の取組み強化の背景	2
2 自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出の現状	3
(1) 自動車盗難の現状	3
(2) 盗難自動車の不正輸出の現状	6
3 「自動車盗難等防止行動計画」の主な内容	9
(1) 自動車盗難防止対策	9
(2) 自動車盗難事件に対する取締りの強化	9
(3) 盗難自動車の不正輸出防止対策	9
(4) 海外における盗難自動車の被害回復支援	10
4 盗難自動車の不正輸出の防止のための埠頭の管理強化	10
(1) 自動車盗難の状況等に応じた埠頭の管理強化	10
(2) 埠頭の管理強化に関する埠頭管理関係者・警察・税関等の連携	10
〈資 料〉	
1 埠頭における盗難自動車の不正輸出の防止を目的とした管理強化例	13
2 特定重要港湾及び重要港湾の港湾管理者、管轄税関及び都道府県 警察本部一覧表	18
3 盗難車両の不正輸出防止を図るための埠頭の管理強化について	23
4 国際的枠組の下での港湾施設のセキュリティ対策の早急かつ的確な 実施に向けて	25
5 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの設置に ついて	27
6 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム構成員	29
7 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム会議 議事経過	30

はじめに

自動車の盗難は、平成10年までは3万5,000件前後で推移していましたが、ここ数年で急激に増加し、平成13年には6万件を超えるに至りました。

このような状況にかんがみ、平成13年7月、「国際組織犯罪等対策推進本部」が設置され、同本部決定に基づき設置された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、「自動車盗難等防止行動計画」が策定されました。

現在、これに基づいて、自動車盗難防止対策、自動車盗難事件に対する取締り、盗難自動車の不正輸出防止対策及び海外における盗難自動車の被害回復支援の取組みが推進されているところであり、これまで、特に、イモビライザー（電子式移動ロック装置）の普及促進や自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発等に取り組んだ結果、平成14年中の自動車窃盗の認知件数は、6万2,673件と前年比602件の減少となりました。

しかし、平成10年以前と比較すると、依然として高い水準にあるほか、不正輸出による売却利益を目的とした自動車盗難事件が検挙されている実態から、盗難自動車の不正輸出の防止を目的とした埠頭の管理強化の必要性がますます高まっています。

このマニュアルは、盗難自動車の不正輸出防止の観点からの埠頭管理の在り方を示したものであり、これを活用して、都道府県及び市町村を始めとする埠頭管理者と警察、税関の関係行政機関が緊密に連携して、埠頭の管理の一層の強化により、盗難自動車の不正輸出の防止が図られるよう期待するものです。

平成15年3月

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

埠頭の管理強化マニュアル

1 自動車盗難防止等の取組み強化の背景

自動車の盗難は、ここ数年で急激に増加しています。その原因のひとつとして、最近の検挙事例から、窃取した自動車の不正輸出等による売却利益を目的とした組織的犯罪の増加によるものと推定されています。

このような中、国際組織犯罪等に対し、関係行政機関が緊密な連携を図ることにより、有効かつ適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、平成13年7月10日、内閣官房長官を本部長、国家公安委員会委員長を副本部長、関係副大臣等を構成員とする「国際組織犯罪等対策推進本部」が設置され、同8月29日、同本部において「国際組織犯罪等に係る今後の取組みについて」が決定されました。この決定に基づき、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」が設置され、平成14年1月23日、「自動車盗難等防止行動計画」が取りまとめられました。これは、自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策について検討を行い、自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策について目標を設定し、実施の指針を示すことを目的とするものです。

この計画では、平成14年1月から平成18年12月までの5年間における行動計画の実行により、自動車盗難被害件数について、1～2年で増勢傾向に歯止めを掛け、その後減少を図ることを目標としています。

(自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの構成表)

官庁	警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省
団体	(社)日本損害保険協会、(社)日本自動車工業会、全国共済農業協同組合連合会、(社)全国警備業協会、(財)全国防犯協会連合会、(社)全国レンタカー協会、(社)全日本検数協会、(社)全日本駐車協会、(社)日本貨物検数協会、(社)日本建設機械工業会(オブザーバー)、日本自動車車体整備協同組合連合会、(社)日本自動車整備振興会連合会、(社)日本自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(社)日本自動車連盟、(社)日本中古自動車販売協会連合会、(社)日本防犯設備協会

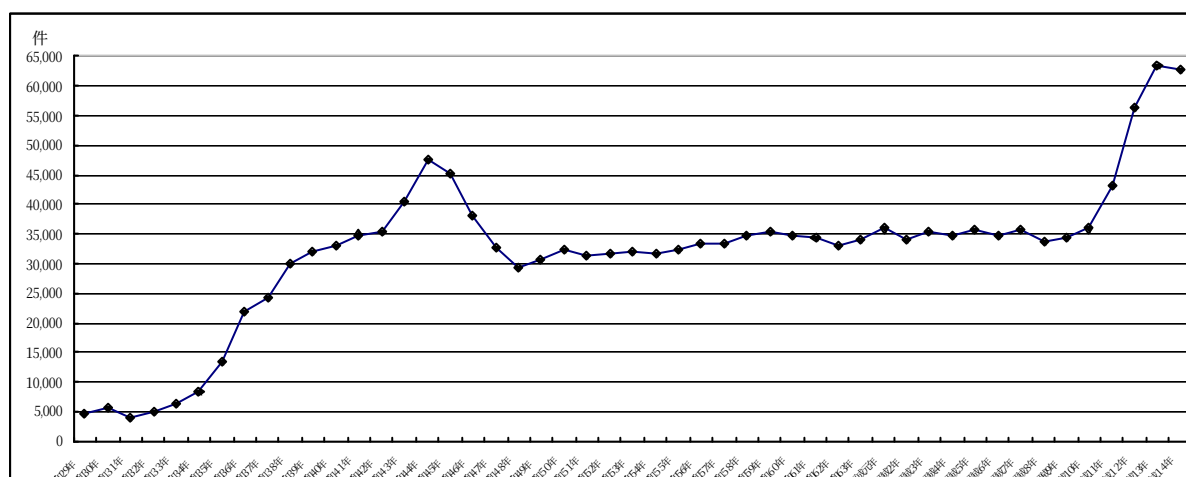
2 自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出の現状

(1) 自動車盗難の現状

警察庁の統計によると、自動車窃盗の認知件数は、平成10年までは3万5,000件前後で推移してきましたが、平成11年以降急激に増加し、平成11年に4万3,092件、平成12年に5万6,205件、平成13年には6万3,275件に達し、前年に比較して12.6パーセント増加しています。

平成14年は、高級車を中心としたイモビライザー（電子式移動ロック装置）の普及促進や自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発等の取り組み等により、6万2,673件とわずかに減少しましたが、依然として、1か月の認知件数が5,000件を超える情勢にあります。

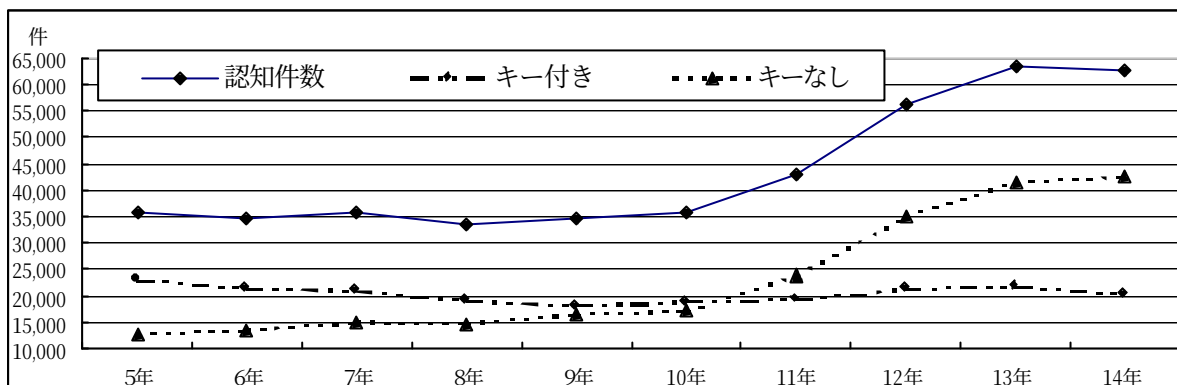
(自動車窃盗の認知件数の推移)



自動車盗の特徴的傾向としては、平成10年には、エンジンキーを付けていた状態（キー付き）で盗まれたケースが1万8,752件、エンジンキーを付けていない状態（キーなし）で盗まれたケースが1万7,132件と、平成10年まではキー付きで盗まれたケースの方がより多かったのですが、平成11年には、キーなしで盗まれたケースが2万3,858件、キー付きで盗まれたケースが1万9,234件と、平成11年からはエンジンキーを付けていないキーなしの状態に盗まれたケースの方がより多くなっています。

平成14年中においては、キー付きで盗まれたケースは2万204件と、前年に比較して1,539件減少しましたが、エンジンキーを付けていないキーなしの状態に盗まれたケースは4万2,469件と、前年と比較して937件増となっており、依然増加を続けています。

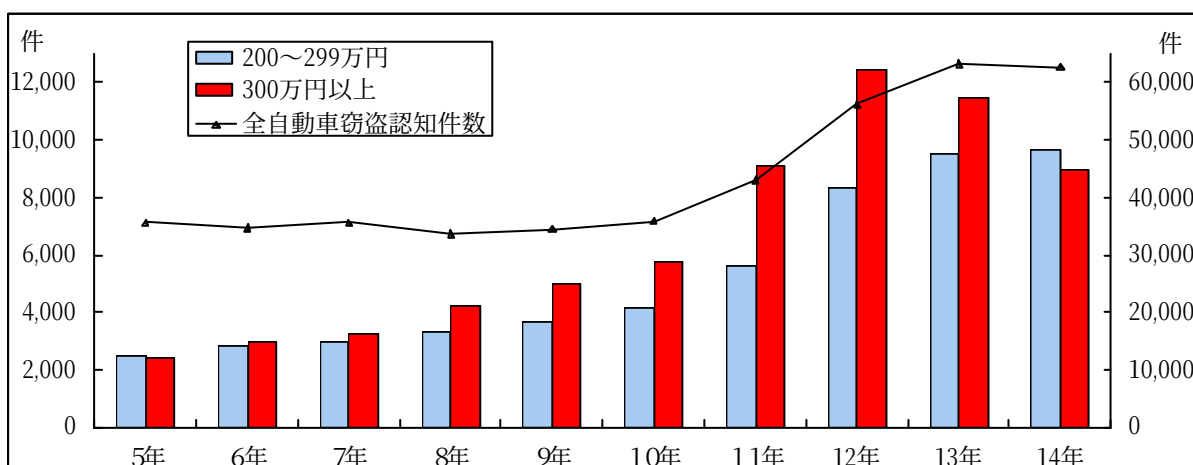
(自動車窃盗のキー付き、キーなし別認知件数の推移)



また、高級車の被害は顕著であり、自動車窃盗の認知件数のうち、被害額300万円以上の高級車被害の占める割合は、平成5年は、6.8パーセントを占めていたが、平成6年に8.6パーセント、平成7年に9.1パーセント、平成8年に12.6パーセント、平成9年に14.5パーセント、平成10年に16.0パーセント、平成11年に21.1パーセント、平成12年に22.1パーセントと一貫して増加を続けていました。

その後、高級車を中心としたイモビライザー(電子式移動ロック装置)の普及促進の取組み等により、平成13年以降は、高級車の被害は減少に転じ、平成14年には、被害額200万円以上300万円未満の自動車窃盗の件数が、被害額300万円以上の高級車窃盗の件数を上回る状況になっています。

(自動車窃盗の被害額区分別認知件数の推移)

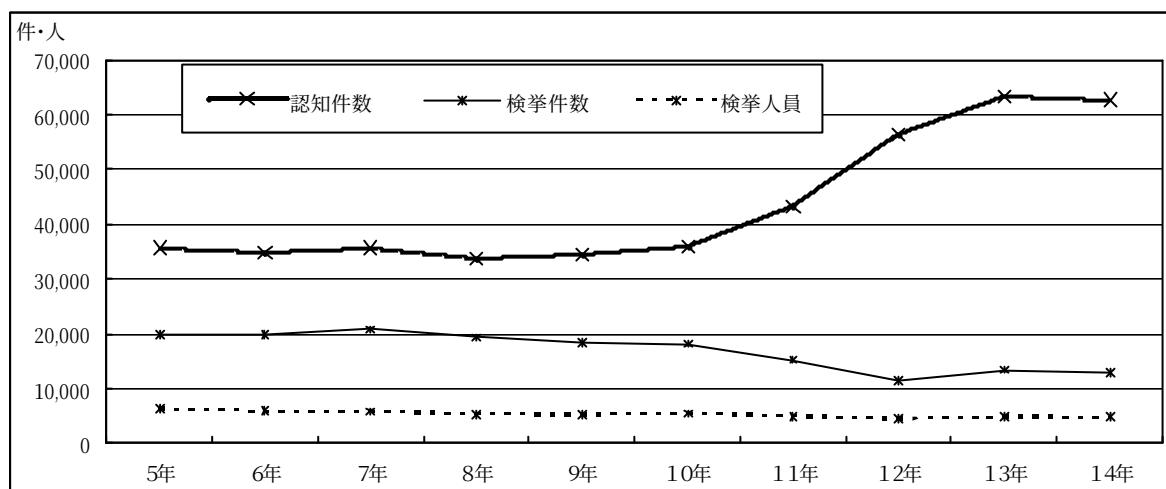


これら自動車窃盗の増加の原因は、必ずしも明確ではないが、最近の検挙事例から見ると、単に車を乗り回す目的で盗むのではなく、売却利益を目的とした組織的犯罪の増加が原因と推定されています。盗難自動

車が外国において発見されている事例も多く、盗難自動車の売却先は、国内に限られず、外国にも不正輸出されているものと見られています。

他方、検挙状況については、捜査の困難化に伴い、検挙件数が平成10年から次第に減少していましたが、警察において、平成12年8月、組織的に敢行される自動車盗事件を「特定重要窃盗犯」の一つに定め、緊急の取組み強化を行ったこと等により、平成13年は、前年に比べ、検挙件数・人員とも、やや増加したものの、平成14年は双方とも再び微減しました。

（自動車窃盗の認知件数、検挙件数及び検挙人員の推移）

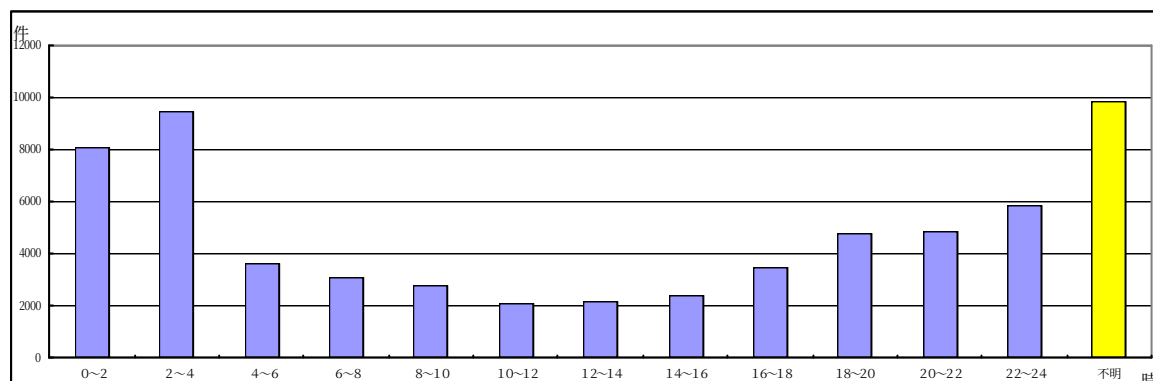


	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
認知件数	35,648	34,725	35,730	33,722	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673
検挙件数	19,739	19,717	20,821	19,264	18,291	18,210	15,241	11,415	13,390	12,791
検挙人員	6,331	5,896	5,806	5,380	5,264	5,495	5,028	4,590	4,933	4,775

自動車盗難の発生場所としては、（社）日本損害保険協会の調べによると、屋外の契約駐車場が最も多く44.5パーセントを占め、次いで屋外の自宅敷地が16.9パーセント、路上11.4パーセントの順となっています。

また、警察庁の統計によると、自動車盗難の発生時間帯は、午後10時から翌日の午前4時まで頃に集中しています。

（平成14年中の自動車窃盗の時間帯別認知件数）



自動車窃盗の手口としては、最近の事例から見ると、コンビニ等でエンジンキーを抜かずに駐車し、車から離れた隙に盗まれた事例、ドアロックした自動車については、ドアのガラスを割られたり、合鍵を短時間のうちに作製されドアロックを解錠されて盗まれた事例、自動車登録制度を悪用して自動車の所有者の住所等の個人情報を探ることにより盗まれた事例等が報告されています。

（2）盗難自動車の不正輸出の現状

盗難自動車の不正輸出の現状については、把握の手段に乏しいものの、自動車の盗難台数と外国で発見された盗難自動車の台数及び我が国において発見された盗難自動車の台数の差等から盗難自動車の不正輸出が増加していることが推定されています。

盗難自動車の不正輸出についても、検挙の結果等から、売却による利益を目的とした組織的犯罪と推定されています。すなわち、自動車の窃取から盗難自動車の不正輸出、外国における売却までが一連の活動として行われているものと推定されています。

盗難自動車の不正輸出の手口としては、盗難自動車を自動車用エンジン、部品、電化製品等と品名を偽って輸出申告する、車台番号を改ざんして輸出申告する、あるいは偽造した抹消登録証明書を用いて輸出申告するなどの手口による事件が検挙されています。

税関により発見された盗難自動車の台数は、下表のとおりです。

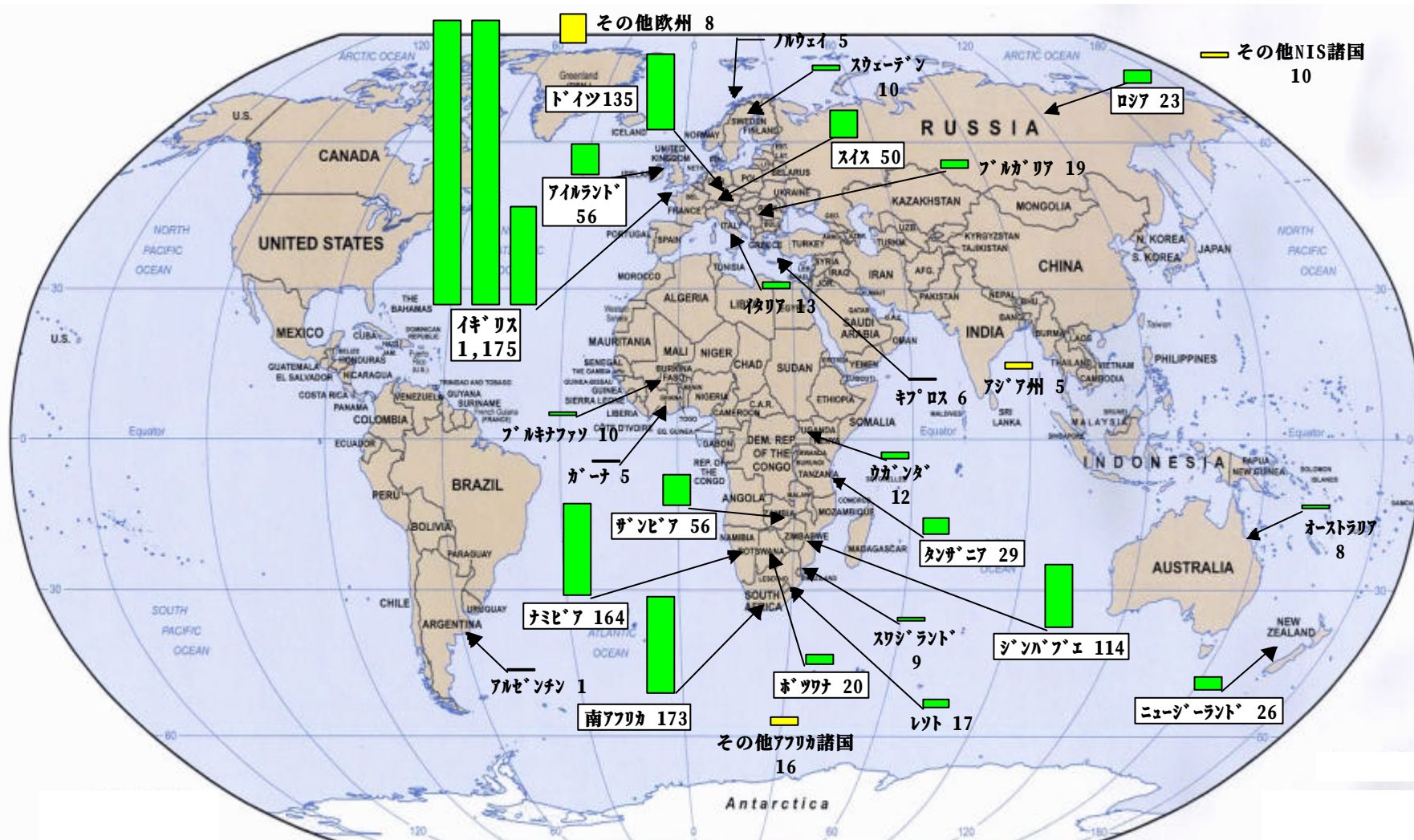
（税関における盗難自動車等の発見件数及び台数）

発見盗難品	13年件数	13年台数	14年件数	14年台数	対前年比台数
乗用車	146件	269台	109件	150台	55.8%
バイク	174件	621台	135件	276台	44.4%
ダンプ等貨物車	31件	36台	12件	12台	33.3%
建設重機	18件	27台	37件	46台	170.4%
部品	3件	3台分	26件	56台分	18.7倍
合 計	372件	956台	319件	540台	56.5%

【主な摘発実績】

- 平成13年10月、深夜に、停泊中の船舶に盗難自動車3台を積み込み、不正に輸出しようとしたところを、情報に基づき、税関、海上保安庁及び警察と合同による船内検査により摘発した。
- 平成13年12月、中古自動車1台の輸出申告があり、抹消登録証明書原本を確認したところ、印字位置のずれ等不審な点があったことから検査を実施し、警察に通報したところ、盗難自動車のエンジンを積載していることが判明した。
- 平成14年7月、情報に基づき、岸壁に停泊中の船舶を検査したところ、本船のハッチ内から合計9台の不審車両を発見し、警察に通報したところ、盗難自動車であることが判明した。
- 平成14年10月、中古自動車3台及び自動車部品の輸出申告があり、検査を実施したところ、申告された中古自動車とは異なる車台番号であったことから、警察に通報したところ、盗難自動車であることが判明した。
- 平成14年12月、中古自動車3台の輸出申告があり、検査を実施したところ、車台番号付近の塗装が簡単にめくれ、車台番号に改ざんされた疑いがあったことから、警察に通報したところ、盗難自動車であることが判明した。

(海外で発見された盗難自動車の台数)



注：外国の捜査機関がインターポールのデータベースを照会した結果日本国内で盗難にあった車両であることが判明した車両台数
(2000年1月～2002年12月)

3 「自動車盗難等防止行動計画」の主な内容

「自動車盗難等防止行動計画」では、関係機関・団体は、平成14年1月から平成18年12月までの5年間に、次のような対策に取り組むものとされており、現在、関係機関・団体において実行に移されています。

(1) 自動車盗難防止対策

自動車の盗難を防止するため、次のような対策が推進されています。

- ・ 盗難防止性能の高い自動車の普及
- ・ イモビライザーの普及促進
- ・ 自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発
- ・ 盗難車種情報、手口情報等の自動車盗難に係る情報の提供
- ・ 民間における盗難自動車情報の共有化

(2) 自動車盗難事件に対する取締りの強化

警察では、自動車盗難事件の捜査を重点的に推進するなど取締りを強化しています。

(3) 盗難自動車の不正輸出防止対策

ア 盗難自動車に関する情報交換等

平成14年4月から、警察の盗難自動車に係る情報の税関への提供が開始され、通関時のチェック態勢が強化されました。また、運輸支局等の登録情報についても、平成14年7月から、税関への提供が開始されました。

民間分野でも、(社)日本損害保険協会及び全国共済農業協同組合連合会から検数業界に対し盗難自動車に係る情報を提供し、不審事案の通報が行われています。また、中古自動車販売業者等からの不正輸出に関する不審情報が、盗難自動車の不正輸出防止対策に役立てられています。

イ 装備資機材の拡充

税関では、コンテナ貨物大型X線検査装置の配備を引き続き進め、不正輸出のおそれのある貨物の厳正な検査を行うこととしています。

(平成15年度末までの大型X線検査装置の配備状況)

横浜港、神戸港、大阪港、東京港、名古屋港、博多港、苫小牧港、 新潟港、清水港、北九州港	以上10港10台
--	----------

ウ 審査・検査等の強化

税関では、中古自動車等の輸出申告(旅具通関を含む。)に際し、可能な限り抹消登録証明書原本の呈示を求め、必要に応じて車台番号を確認するなど、盗難自動車の不正輸出に対する審査・検査を強化しています。

盗難自動車の不正輸出を防止するため、警察・税関は、港の埠頭内・埠頭周辺におけるパトロールを強化するとともに、不審船舶を発見したときは税関・警察合同による取締りを実施しています。また、盗難自動車が発見された場合は、共同で捜査又は調査するなどしています。

エ 輸出に係る抹消登録制度等の整備

輸出抹消登録制度等の整備を内容とする道路運送車両法の一部を改正する法律が、平成14年7月17日に公布され、その日から2年6月以内に政令で定める日から施行されることとされました。

(4) 海外における盗難自動車の被害回復支援

不正に輸出された盗難自動車が海外で発見される事例も多く、都道府県警察では、被害者への連絡等被害回復の支援に当たっています。

4 盗難自動車の不正輸出の防止のための埠頭の管理強化

上記のような対策が更に効果的に行われるためには、盗難自動車の不正輸出を防止する観点から、埠頭の管理の一層の強化を図ることが重要であり、平成13年7月、国土交通省から各港湾管理者にあてて埠頭の管理強化が要請されています。

以下は、自動車盗難の状況等に応じた埠頭の管理強化、埠頭管理施設の整備に関する埠頭管理関係者（港湾管理者、港湾事業者等）・警察・税関等の事前協議について説明したものです。これを参考にして埠頭の管理強化が進められることが望まれます。

(1) 自動車盗難の状況等に応じた埠頭の管理強化

盗難自動車の不正輸出の防止を図るためには、自動車盗難の状況から判断して、十分な埠頭の管理強化を進めることが必要です。また、埠頭の用途や貨物の取扱量等の事情によっても、埠頭の管理強化の必要性やその程度が変わってくるものと考えられます。

盗難自動車の不正輸出については、多く見られる手口や予想される手口についての情報を集約して、各埠頭に存在する弱点を見付け出し、これに対応した監視装置や照明装置等を設置すること等により、実効ある埠頭の管理強化が推進されることが望まれます。

(2) 埠頭の管理強化に関する埠頭管理関係者・警察・税関等の連携

自動車盗難の状況や埠頭の実情に応じた管理の強化のためには、埠頭管理関係者が警察・税関等関係機関と情報交換を緊密に行うなど、十分な検討を進めた上で、埠頭の管理強化の在り方を検討していくことが重要です。

以下は、埠頭の管理強化に関する埠頭管理関係者・警察・税関等の連携の一例です。

(例)

① 埠頭管理関係者・警察・税関等による情報交換会の実施

埠頭管理関係者・警察・税関等が一堂に会し、港湾における埠頭の使用状況、その地域における自動車盗難の実情や他の犯罪情勢、不正輸出の検挙状況等、関連する情報を提供し合います。その上で、対策が必要な埠頭の位置、実施すべき対策の内容等について総合的に議論を行います。

② 埠頭管理関係者による埠頭の管理強化策の検討

埠頭管理関係者は、①の議論を参考にしながら、監視装置、照明装置の設置等のハード面の対策や警備員の配置等のソフト面の対策を盛り込んだ具体的な埠頭の管理強化策の検討を行います。

③ 埠頭の管理強化策のブラッシュアップ

埠頭管理関係者は、②の埠頭の管理強化策を、警察・税関等の意見を求めることにより、埠頭の管理強化策のブラッシュアップを行います。これに当たっては、埠頭管理関係者・警察・税関等が埠頭の現場を実地に見分するなどして、この段階でも問題点がないかどうかを見極めていきます。

④ 埠頭の管理強化策の実施、検証及び改善

埠頭管理関係者は、③を踏まえて埠頭の管理強化策を実行に移します。ハード面の整備が終了し、ソフト面の実施が開始された時点から、一定の期間（2～3か月）の経過の後、対策の効果の検証を行います。

この場合にも、埠頭管理関係者・警察・税関等が情報交換を行うことにより情報集約を図り、実効が挙げられているか、問題を生じている点はないか等を検証します。

検証の結果、改善が必要と認められる箇所等に改善を加えていきます。

以上のように、埠頭管理関係者・警察・税関等の連絡は、各段階で行われることがよりよい結果を導く上で効果的と思われます。そのため、埠頭管理関係者・警察・税関等で連絡協議会を設置するなど、連携強化の工夫が望まれます。

別添の事例も参考にしつつ、埠頭の管理の強化に向けた取組みをお願いします。

資

料

- 1 埠頭における盗難自動車の不正輸出の防止を目的とした管理強化例
- 2 特定重要港湾及び重要港湾の港湾管理者、管轄税関及び都道府県警察本部一覧表
- 3 盗難車両の不正輸出防止を図るための埠頭の管理強化について
- 4 国際的枠組の下での港湾施設のセキュリティ対策の早急かつ的確な実施に向けて
- 5 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの設置について
- 6 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム構成員
- 7 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム会議議事経過

埠頭における盗難自動車の不正輸出の防止を目的とした管理強化例

都道府県別	港湾の名称	港 の 概 要	取 組 み の 内 容	備考
神奈川県	横浜港	横浜港は、1859年（安政6年）に開港し、140余年の歴史を有する我が国を代表する国際貿易港である。平成9年に改訂された港湾計画の方針では、中枢国際港湾としての機能の充実・強化等が掲げられ、平成17年の取扱貨物量の目標を146,307千トンに定め、整備が進められている。平成2年に完成した横浜港最大の島式埠頭である大黒ふ頭では、322ヘクタールの埋立地に整備されたコンテナバース、多目的バース等25バースから年間約30万台の自動車（新車23万台、中古車7万台）が輸出され、中古車は、アフリカ等へ輸出されている。この中古車の中から現在まで、盗難自動車が多数発見されていることなどから、横浜市港湾局では、横浜港の危機管理体制を構築し、港の安全確保と機能の維持に努めている。	（ハード面の取組み） 大黒ふ頭への関係者以外の立入り、進入を規制するため、「立入、進入禁止」の表示の設置、脇道への進入禁止ゲートの常設、夜間においては、警備員を配置した1箇所のゲートを除き、埠頭内各ゲートを閉鎖して、関係者以外の立入り、進入を排除している。このほか、フェンスの設置、主要バース入口への警備員の配置、照明設備の設置による監視体制が取られている。 また、スポーツ広場や海釣り公園を利用する一般利用者の混入を防ぎ、一般利用者の利用に配慮して、埠頭内へ海釣り専用道路を設置している。 （ソフト面の取組み） 船積み前における荷捌地に蔵置されている車両の確認、調査等、埠頭内の巡視を強化して、不審車両等の監視強化に努めているほか、「埠頭会」等を通じて、中古自動車輸出入取扱業者への盗難自動車の混入防止の注意喚起、警察・税関・海上保安庁等との連絡、連携体制の強化が図られている。 また、埠頭内に営業所、事業所を設置している店社等を会員とする「大黒ふ頭連絡協議会」では、「防犯防火部会」を設置して、警察、税関等との共同パトロールを実施している。	別添1参照
北海道	小樽港	小樽港は、1899年（明治32年）に開港し、古くからロシア、遠くはヨーロッパとの外国航路を有する国際貿易港である。小樽港に入港する外国船は、年間約1,200隻で、このうちの約80パーセントがロシア船で、次いで北朝鮮、カンボジアとなっている。年間の取扱貨物量は約23,300千トンで、農水産品、金属機械工業品を中心に輸出されている。近年では、港を背後に大型組織犯罪や外国人犯罪が増加し、ロシアマフィアと暴力団が結託した大量の盗難自動車の不正輸出事件やけん銃の密輸入事件が起きている。小樽市では、小樽港の管理体制を強化し、港の安全確保と機能の維持に努めている。	（ハード面の取組み） 小樽港埠頭への関係者以外の立入り、進入を規制するため、「立入、進入禁止」の表示の設置、ゲート、ガードレール等進入禁止ゲートの設置、夜間においては、施錠による封鎖と合い鍵の管理強化により、関係者以外の立入り、進入を排除している。このほか、フェンス、監視カメラ、照明設備の設置による監視体制が取られている。 （ソフト面の取組み） 埠頭内のパトロールを強化して、不審車両等の監視強化に努めているほか、警察、海上保安庁、税関、入国管理局による「小樽港水際対策連絡会議」を設置して、情報の共有化、通報連絡体制の強化に努めるとともに、北海道警察機動隊員の支援による合同検問、パトロールを実施するなど連携の強化が図られている。 また、船舶検査員の協力を得て、小樽港に入港する構造上問題のある船舶の入港拒否、早期出港の処分を行っている。	別添2参照
富山県	伏木富山港	伏木富山港は、富山湾の伏木港、富山港、富山新港の3港からなり、1968年（昭和43年）に開港した富山新港を除き、古くから中国、ロシア、朝鮮等との外国航路を有する国際貿易港である。伏木富山港に入港する外国船は、ロシア、中国、韓国、東南アジア等から年間約1,700隻であり、年間の取扱貨物量は約9,500千トンで、自動車、金属くず、化学薬品を中心に輸出されている。近年では、中古自動車の携帯品輸出の増加に伴い、中古自動車の中から盗難自動車が発見されたほか、埠頭周辺への違法駐車、地域住民とのトラブル等が発生し、富山県では、伏木富山港の管理体制を強化し、地域安全の確保と港湾運営の円滑化に努めている。	（ハード面の取組み） 伏木、富山、富山新港各埠頭の1岸壁を中古自動車の積込み岸壁として指定するとともに、荷捌地に中古車置場を設置して、既存のコンクリート壁、フェンス等により囲み、盗難自動車の混入を防ぐなどの監視体制が取られている。このほか、港各埠頭への関係者以外の立入り、進入を規制するため、「立入、進入禁止」の表示を設置して、関係者以外の立入り、進入を排除している。 （ソフト面の取組み） 警察、海上保安庁、税関、入国管理局、船舶代理店等による「伏木富山港地域安全関係連絡会議」を設置して、埠頭の管理運営上の問題の検討・協議、情報の共有化、通報連絡体制の強化に努めるとともに、合同検問、パトロールを実施するなど連携の強化が図られている。 また、防犯協会で結成された地域住民によるパトロール隊「伏木いやさーパトロール隊」への情報提供、連絡通報体制を図るなど地域住民による活動を支援している。	別添3参照

別添 1

大黒ふ頭の状況



立入 進入禁止表示の設置



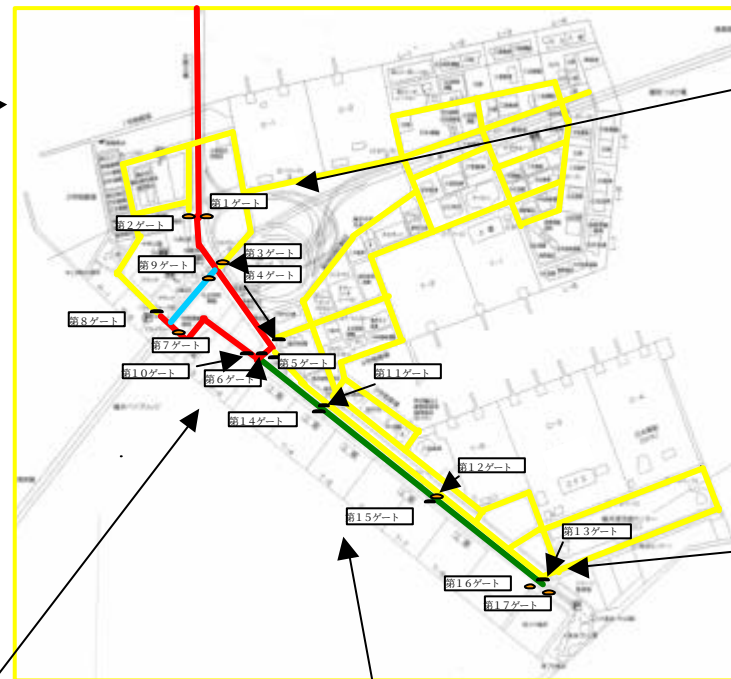
立入 進入禁止ゲートの設置 夜間のみ封鎖)



警備員の配置



横浜市大黒ふ頭の取組み



パースへの照明の設置



脇道への立入 進入禁止措置 (常時)



埠頭の一般利用者のための海釣り専用道路の設置



パース内への立入 進入防止フェンスの設置



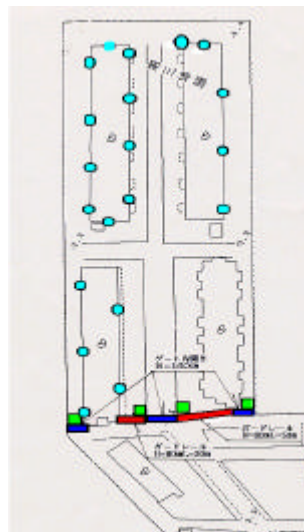
別添 2

北海道小樽港の取組み



凡	例
	既存ゲート (既存)
	ガードレール (既存)
	ガードロープ (既存)
	照明灯 (既存)
	保安灯 (既存)
	掲示板 (既存)
今後設置を計画している施設	
	ゲート (計画)
	フェンス (計画)
	ガードレール (計画)

第3ふ頭



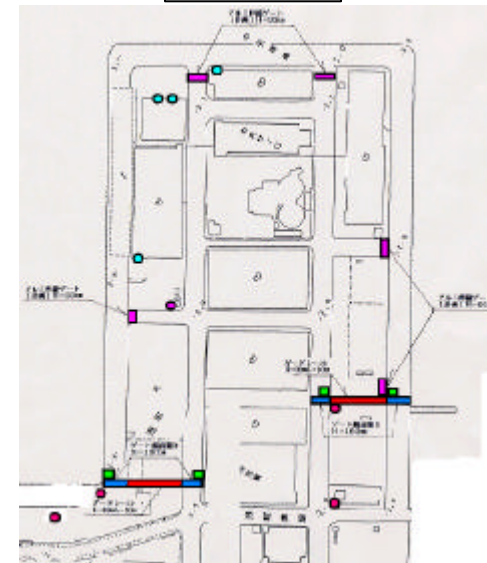
埠頭内への立入、進入禁止措置及び照明の設置

港町ふ頭



バス内への立入、進入禁止措置及び照明の設置

中央ふ頭



埠頭内及びバス内への立入、進入禁止措置及び照明の設置

埠頭内への立入、進入禁止
ゲートの設置（夜間のみ封鎖）



埠頭内への立入、進入禁止
ゲートの設置（夜間のみ封鎖）



パース内への立入、進入
禁止ゲートの設置（常時）



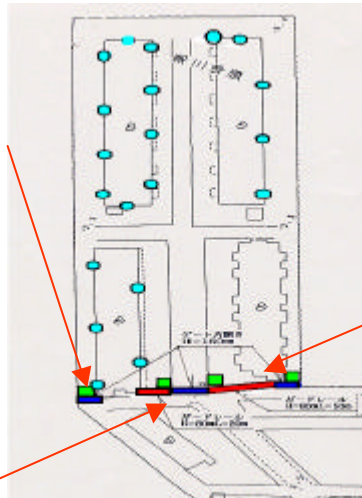
立入禁止、物
品売買禁止表
示の設置



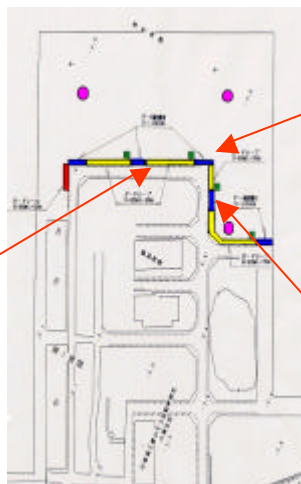
埠頭内への立入、進入禁
止ゲートの設置（常時）



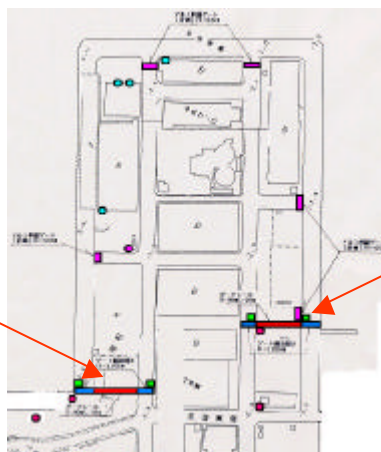
第3ふ頭の対策



港町ふ頭の対策



中央ふ頭の対策



埠頭内への立入、進入禁止
ゲートの設置（常時封鎖）



パース内への立入、進入
禁止ゲートの設置（常時）



パース内への立入、進入
禁止ゲートの設置（常時）



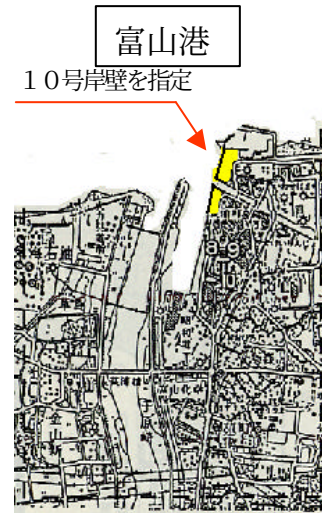
パース内への立入、進入
禁止ゲートの設置（常時）



別添 3

伏木富山港の取組み

1 中古自動車携帯品輸出の岸壁指定



2 輸出中古自動車置き場の設置

立入禁止表示の設置



輸出中古自動車置き場の設置と既存フェンス等による分離措置



地域住民と連携したパトロール



特定重要港湾及び重要港湾の港湾管理者、管轄税関及び都道府県警察本部一覽表

平成15年3月1日現在

都道府県別	港湾名	港湾種別	開港区分	港湾管理者				管轄税関				管轄警察本部			
				所属	所在地	電話	FAX	所属	所在地	電話	FAX	所属	所在地	電話	FAX
北海道	苫小牧	特定重要港湾	開港	苫小牧港管理組合 総務部業務課	苫小牧市港町1丁目6-3 8	0144-34-5551	0144-34-5559	函館税関 苫小牧税関支署 統括監視官	苫小牧市港町1-6-15	0144-34-1953	0144-34-1989	北海道警察本部 生活安全部 生活安全企画課	札幌市中央区北二条西7	011-251-0110 内線3024	011-251-3291
	室蘭	特定重要港湾	開港	室蘭市港湾部 港湾総務課	室蘭市海岸町1丁目20-30	0143-22-3191	0143-22-6069	函館税関 室蘭税関支署 統括監視官	室蘭市入江町1-13	0143-22-7201	0143-23-5110				
	網走	重要港湾	開港	網走市水産港湾部 港湾課	網走市南6条東4丁目	0152-44-6111	0152-43-6151	函館税関 釧路税関支署 網走出張所	網走市港町5-8	0152-43-5811	0152-43-6609				
	石狩湾新	重要港湾	開港	石狩湾新港管理組合 港務部管理課	石狩市新港中央1丁目202番地	0133-64-6661	0133-64-6666	函館税関 小樽税関支署 石狩出張所	石狩市新港中央1-202	0133-64-6797	0133-64-7144				
	小樽	重要港湾	開港	小樽市港湾部 港政課	小樽市港町4番2号	0134-23-1107	0134-23-1109	函館税関 小樽税関支署 統括監視官	小樽市港町5-3	0134-23-4163	0134-24-2717				
	釧路	重要港湾	開港	釧路市港湾部 港湾空港課	釧路市西港1丁目100番地17	0154-53-3371	0154-53-3373	函館税関 釧路税関支署 統括監視官	釧路市南浜町5-9	0154-22-3730	0154-22-0875				
	十勝	重要港湾	開港	広尾町港湾課	広尾郡広尾町西4条7丁目1番地	01558-2-0185	01558-2-4933	函館税関 釧路税関支署 十勝出張所	広尾郡広尾町会所前6-2	01558-2-0406	01558-2-0407				
	根室	重要港湾	開港	根室市水産経済部 港湾課	根室市常盤町2丁目27番地	01532-3-6111	01532-4-8692	函館税関 根室税関支署	根室市花咲港440番地	0153-25-8257	0153-25-8258				
	函館	重要港湾	開港	函館市港湾部管理課	函館市東雲町4番13号	0138-21-3490	0138-26-2656	函館税関 監視部 統括監視官	函館市海岸町24-4	0138-40-4242	0138-40-4268				
	紋別	重要港湾	開港	紋別市 港湾管理事務所	紋別市幸町2丁目1番18号	01582-4-2111	01582-3-1019	函館税関 釧路税関支署 紋別出張所	紋別市新港町2-28-2	01582-3-3500	01582-3-3507				
	留萌	重要港湾	開港	留萌市港湾振興室 港湾課	留萌市明元町2丁目15番地	0164-42-4272	0164-43-4273	函館税関 留萌税関支署	留萌市大町3-37-1	0164-42-0467	0164-42-0480				
	稚内	重要港湾	開港	稚内市建設部港湾課	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161	0162-24-2719	函館税関 稚内税関支署 統括監視官	稚内市開運2-2-1	0162-23-3289	0162-23-5632				
青森県	青森	重要港湾	開港	青森県青森港管理所 管理課	青森市本町四丁目5番5号	017-734-4101	017-776-1263	函館税関 青森税関支署	青森市青柳1-1-1	017-734-0780	017-777-5684	青森県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	青森市新町2-3-1	017-723-4211 内線3032	017-723-4211 内線3019
	八戸	重要港湾	開港	青森県八戸港管理所 管理課	八戸市河原本字北沼1番地131	0178-28-2105	0178-20-4746	函館税関 八戸税関支署 統括監視官	八戸市築港街2-16	0178-33-0423	0178-31-0434				
	むつ小川原	重要港湾		青森県むつ小川原港 管理所	上北郡六ヶ所村倉内字笹崎521番地2	0175-74-2344	0175-74-2288								
岩手県	大船渡	重要港湾	開港	岩手県 大船渡地方振興局 土木部管理課	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9919	0192-27-3225	函館税関 大船渡税関支署	大船渡市大船渡町字欠の下向1-10	0192-26-2326	0192-26-6565	岩手県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	盛岡市内丸8-10	019-653-0110 内線3022	019-653-2110
	釜石	重要港湾	開港	岩手県 釜石地方振興局 土木部管理課	釜石市新町6-50	0193-25-2708	0193-21-1106								
	久慈	重要港湾		岩手県 久慈地方振興局 土木部管理課	久慈市八日町1-1	0194-53-4990	0194-61-1123	函館税関 八戸税関支署 統括監視官	八戸市築港街2-16	0178-33-0423	0178-31-0434				
	宮古	重要港湾	開港	岩手県 宮古地方振興局 土木部管理課	宮古市五月町1-20	0193-64-2221	0193-71-1239	函館税関 宮古税関支署	宮古市藤原3-114-2	0193-62-6559	0193-64-5773				
宮城県	仙台塩釜	特定重要港湾	開港	(仙台湾区) 宮城県仙台湾事務 所総務班	仙台市宮城野区港3-8-20	022-254-3131	022-254-3136	横浜税関 塩釜税関支署 統括監視官	塩釜市真山通3-4-1	022-362-5271	022-362-5371	宮城県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	仙台市青葉区本町3-8-1	022-221-7171 内線3022	022-221-7171 内線3019
				(塩釜港区) 宮城県塩釜港事務 所総務班	塩竈市真山通1-7-13	022-362-3391	022-362-3393								
	石巻	重要港湾	開港	宮城県石巻港事務 所総務班	石巻市中島町17-2	0225-95-6271	0225-95-6273								
秋田県	秋田	重要港湾	開港	秋田県建設交通部 港湾空港課	秋田市山王4-1-1	018-860-2542	018-860-3804	函館税関 秋田船川税関支署 統括監視官	秋田市土崎港西1-7-35	018-845-0735	018-846-4999	秋田県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	秋田市山王4-1-5	018-863-1111 内線3022	018-866-8145
	能代	重要港湾	開港												
	船川	重要港湾	開港												
山形県	酒田	重要港湾	開港	山形県土木部 交通基盤課 空港港湾室	山形市松波二丁目8-1	023-630-2629	023-630-2664	東京税関 酒田税関支署	酒田市船場町2-5-43	0234-22-1024	0234-22-1035	山形県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	山形市松波2-8-1	023-626-0110 内線3022	023-630-2937

都道府県別	港湾名	港湾種別	開港区分	港湾管理者				管轄税関				管轄警察本部			
				所 属	所 在 地	電 話	F A X	所 属	所 在 地	電 話	F A X	所 属	所 在 地	電 話	F A X
鹿児島県	鹿児島	重要港湾	開港	鹿児島県土木部港湾課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3636	099-286-5629	長崎税関 鹿児島税関支署 統括監視官	鹿児島市南榮5-10-5	099-260-3175	099-269-3872	鹿児島県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-206-0110 内線3051	099-206-0110 内線3019
	志布志	重要港湾	開港												
	川内	重要港湾	開港												
	名瀬	重要港湾													
	西之表	重要港湾													
沖縄県	石垣	重要港湾	開港	石垣市都市建設部港湾課	石垣市浜崎町3－4	0980-82-4046	0980-83-1784	沖縄地区税関 石垣税関支署 統括監視官	石垣市浜崎町1-1-8	0980-82-4519	0980-82-3387	沖縄県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	那覇市泉崎1-2-2	098-862-0110 内線3021	098-862-0110 内線3019
	運天	重要港湾		沖縄県土木建築部港湾課	那覇市泉崎1－2－2	098-866-2395	098-866-2468	沖縄地区税関 沖縄税関支署 統括審理官	沖縄市胡屋2-4-29	098-933-0516	098-933-0508				
	金武湾	重要港湾	開港												
	中城湾	重要港湾	開港												
	那覇	重要港湾	開港	那覇港管理組合総務課	那覇市通堂町2番1号	098-868-2578	098-868-2629	沖縄地区税関特別審理官	那覇市港町2-11-1	098-862-8564	098-862-8012				
平良	重要港湾	開港	平良市建設部港湾課	平良市下里108－11	0980-72-4876	0980-73-0634	沖縄地区税関 石垣税関支署 平良出張所	平良市字西里7－21	0980-72-2310	0980-72-2315					

※ 開港の区分のうち、空欄は不開港を示す。

参考

○ 港灣の格付け

重要港口	港口法第22項
特定重要港口	港口法第22項
地方港口	港口法第22項
避難港	港口法第29項

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港灣その他の国の利害に重大な關係を有する港灣で政令で定めるものをいう。

重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいう。

重要港湾以外の港湾をいう。

暴風雨に際し小型船舶が避難のために泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港灣で、政令で定めるものをいう。

○ 開港の区分

開港	関税法第2条第1項第11号
不開港	関税法第2条第1項第13号

貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。

港、空港その他これらに代わり使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

※ 不開港への出入（関税法第20条第1項）

外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入りさせてはならない。但し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

○ 平成14年4月1日現在の港漕の数

特定重要港湾	22港(うち開港22港)
重要港湾	106港(うち開港85港)
地方港湾	892港(うち開港18港)
(避難港)	35港(うち開港0港)
計	1020港(うち開港125港)

【 地方港湾の状況 】

[illegible]

国港管第379号
平成13年7月13日

各都道府県港湾担当部長
重要港湾以上の市町村港湾管理者 あて

国土交通省港湾局管理課長 印

盗難車両の不正輸出防止を図るための埠頭の管理強化について

標記について、別添のとおり警察庁刑事局及び財務省関税局より協力依頼がありましたので通知します。

ついては、各港の実情に応じて当該埠頭の利用上の実態を踏まえつつ、警察、税関等の関係機関及び港湾関係者による協議会の場等を通じ十分調整され、できる限りご協力されるようお願いいたします。

また、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いします。

別添

平成 13 年 7 月 6 日

国土交通省港湾局管理課長 殿

警察庁刑事局捜査第一課長
財務省関税局監視課長

盗難車両の不正輸出防止を図るための埠頭の管理強化について

日頃、警察業務及び税関業務の遂行に、格別のご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、盗難車両の相当数が海外に不正輸出されている現状を踏まえ、警察庁刑事局と財務省関税局は協議を行い協力体制を確保し、本年 2 月から

- 盗難車両に関する各種情報交換を積極的に行う
- 税関は不正輸出の疑いが高い貨物について重点的に審査・検査する
- 盗品が発見された場合は、共同して捜査・調査を行う

などの対策を実施しているところです。

また、これまで検挙した事件等から、盗難車両が旅具通関扱いにより携帯輸出又は密輸出されていることが判明している現状を踏まえ、今般、上記対策に加え

- 不審外国貿易船等に関する情報交換を積極的に行う
- 不審外国貿易船等入港時における不正輸出の取締まりの強化を図る
- 埠頭内及び埠頭周辺におけるパトロール等の強化を図る
- 中古車業者を通じた不審情報の収集を行う

等の対策を実施し、盗難車両の海外流出の阻止を図っていくことと致しました。

については、盗難車両の海外流出の阻止に向けて、上記対策の実効性を高め、埠頭における水際チェック体制を強化するため、港湾管理者においても下記施策の実施についてご協力を頂けるよう宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 盗難車両の不正輸出防止を図る観点から、埠頭周囲へのフェンスの設置、埠頭出入口への鍵付ゲートの設置、夜間並びに土、日及び祭日における車両入場規制の掲示板の設置等、埠頭の管理強化を図るための対策を講じること。
- 2 上記 1 と同様の観点から、不審外国貿易船等の入港時の接岸場所の指定にあたっては、同船舶を監視しやすい位置に接岸指定するとともに、当該不審外国貿易船等の指定接岸場所に照明施設及び監視カメラの整備等を講ずること。

国際的枠組の下での港湾施設のセキュリティ対策の早急かつ的確な実施に向けて

● 国際的犯罪組織による各種犯罪の多発

- ◆ 密航請負組織による不法入国、盗難自動車の不正輸出

○ 港湾のセキュリティ確保の要請の高まり

- ◇ 関係機関との連携強化、巡回強化、フェンス・照明・監視カメラ等の設置

● 米国同時多発テロ事件の発生

02
・
12

- ◇ 米国における海事保安法（The Maritime Transportation Security Act of 2002）の成立（2002年11月25日）
◇ IMO（国際海事機関）における海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正（2002年12月）

○ IMOにおいて改正されたSOLAS条約に基づく港湾施設のセキュリティ対策の実施

港湾施設関係の国内措置の義務事項

2004年7月1日までに、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船が使用する港湾施設を対象に、港湾施設毎に、港湾施設保安評価の実施、港湾施設保安計画の策定及び港湾施設保安責任者の配置等を行うこと。

◇ 保安レベルの設定（船舶関係と共通）

- ・ 政府が設定。保安レベルは3段階（常時、保安事件のリスクが高まった時、保安事件発生直前時）。

◇ 港湾施設保安評価の実施

- ・ 政府又は政府から権限を付与された認定保安団体が実施（認定保安団体が実施した場合には政府が承認）
- ・ 重要施設の特定、脅威の特定、対抗措置の特定、弱点の特定
- ・ 定期的な見直し

◇港湾施設保安計画の策定

- ・施設管理者（施設管理者から委託を受けた認定保安団体は計画（案）の策定が可能）が策定、政府が承認
- ・政府が設定する３段階の保安レベルに応じた、武器、危険物資等の港湾施設や船舶への搬入防止措置、制限区域への不当な接近の防止措置、保安の脅威への対応手順、避難手続、訓練手続、定期的な見直し 等

◇港湾施設保安責任者の任命

- ・港湾施設の保安計画の作成、実施、修正及び維持、並びに関係機関職員との連絡調整について責任を持つ者の任命

◇訓練及び演習の実施

- ・策定した港湾施設保安計画の実効性を担保するための訓練及び演習を定期的に実施

施設整備

- ・制限区域の設定、フェンス・照明・監視カメラ等の設置、光ファイバー等を用いた海事関係機関との情報通信システムの整備 等

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの設置について

1 趣 旨

「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」（平成13年8月29日国際組織犯罪等対策推進本部決定）に基づき、自動車の盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策について検討するため、自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 構成員

プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察庁刑事局刑事企画課長

警察庁刑事局捜査第一課長

財務省関税局監視課長

財務省関税局業務課長

経済産業省製造産業局自動車課長

経済産業省製造産業局産業機械課長（オブザーバー）

国土交通省総合政策局建設施工企画課長（オブザーバー）

国土交通省都市・地域整備局街路課長

国土交通省自動車交通局技術安全部管理課長

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長

国土交通省海事局港運課長

国土交通省港湾局管理課長

（社）日本損害保険協会

（社）日本自動車工業会

全国共済農業協同組合連合会

（社）全国警備業協会

（財）全国防犯協会連合会

（社）全国レンタカー協会

（社）全日本検数協会

（社）全日本駐車協会

（社）日本貨物検数協会

（社）日本建設機械工業会（オブザーバー）

日本自動車車体整備協同組合連合会

（社）日本自動車整備振興会連合会

（社）日本自動車販売協会連合会

日本自動車輸入組合

(社) 日本自動車連盟

(社) 日本中古自動車販売協会連合会

(社) 日本防犯設備協会

※ オブザーバー参画の構成員については、建設機械盗難対策に関し、自動車盗難対策の一環として取り組む。

3 関係者の出席

プロジェクトチームの会議には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 会議の庶務

プロジェクトチームの会議の庶務は、警察庁及び(社)日本損害保険協会において処理する。

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム構成員

(平成15年3月26日現在)

警察庁生活安全局生活安全企画課長	吉	田	英	法
警察庁刑事局刑事企画課長	樋	口	建	史
警察庁刑事局捜査第一課長	大	山	憲	司
財務省関税局監視課長	松	田		学
財務省関税局業務課長	居	戸	利	明
経済産業省製造産業局自動車課長	立	岡	恒	良
経済産業省製造産業局産業機械課長（オブザーバー）	藤	田	義	文
国土交通省総合政策局建設施工企画課長（オブザーバー）	橋	元	和	男
国土交通省都市・地域整備局街路課長	竹	内	直	文
国土交通省自動車交通局技術安全部管理課長	石	指	雅	啓
国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長	松	本	和	良
国土交通省海事局港運課長	長	田		太
国土交通省港湾局管理課長	福	本	秀	爾
（社）日本損害保険協会	西	浦	英	次
（社）日本自動車工業会	北	島	國	守
全国共済農業協同組合連合会	水	谷	道	彦
（社）全国警備業協会	安	原	伸	正
（財）全国防犯協会連合会	穴	倉	正	弘
（社）全国レンタカー協会	若	林	一	三
（社）全日本検数協会	権	藤	直	己
（社）全日本駐車協会	梅	田	精	彦
（社）日本貨物検数協会	鈴	木	武	夫
（社）日本建設機械工業会（オブザーバー）	徳	永	隆	一
（社）日本自動車整備振興会連合会	佐々	木		均
（社）日本自動車販売協会連合会	神	足		昇
日本自動車車体整備協同組合連合会	新	井	賢	太郎
日本自動車輸入組合	高	橋		彬
（社）日本自動車連盟	林		広	敏
（社）日本中古自動車販売協会連合会	武	藤	孝	弘
（社）日本防犯設備協会	山	口		登

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム会議 議事経過

第 1 回

平成 13 年 9 月 18 日（火）

- 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム設置要綱
- 構成員メンバー
- 作業スケジュール

第 2 回

平成 13 年 10 月 29 日（月）

- 作業スケジュール決定
- 自動車盗難等防止行動計画（仮称）のイメージ提示
- 英国調査団報告書の説明ヒアリング
- 民間から政府への施策要望説明

第 3 回

平成 13 年 11 月 28 日（水）

- 民間側要望に対する政府対応説明
- 政府から民間に対する対策実施要望説明
- 政府側要望に対する民間対応説明

第 4 回

平成 13 年 12 月 25 日（火）

- 自動車盗難等防止行動計画の策定

第 5 回

平成 14 年 1 月 23 日（水）

- 自動車盗難等防止行動計画
- 国際組織犯罪等対策推進本部への報告方法
- 自動車盗難等防止行動計画に基づく対策の進行管理

第 6 回

平成 14 年 3 月 26 日（火）

- 国際組織犯罪等対策推進本部への報告事項
- ワーキンググループの設置
- 省庁・団体の参画要請

第 7 回

平成 1 4 年 1 0 月 1 5 日（火）

- 省庁・団体の主な取組み状況
- 各ワーキンググループの検討状況
- 建設機械盗難に対する取組み

第 8 回

平成 1 5 年 3 月 2 6 日（水）

- 自動車盗難等防止行動計画策定後の
取組みと検証
- 各ワーキンググループの検討状況
- 埠頭の管理マニュアルの策定
- 自動車盗難防止キャンペーンの基本
方針の確認